

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号.	該当箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	全般	<p>本改正に賛成である。 適切な改正であると思われた。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
2	全般	<p>運営管理機関として登録されている民間金融機関窓口においてイデコの受付を行っている。店頭に来られる方はイデコの税制面にメリットを感じたり、老後の不安からの自助努力のため加入検討される方が殆どと感じている。しかしながら投資信託の経験のない方や、経験がないからなのか、当初の資産配分を見ると元本確保型(預金)を選択される方が多い。窓口では説明できない事に了承頂くが、自分で調べようという行動にならないように感じる。せっかくイデコを利用するのであれば、元本確保型はスイッチングの際の一時退避資産として利用し、投資信託で運用すべきだと思う。イデコのターゲットは20-40代とっており長期で拠出するからこそリスク分散を図れるのに、預金にしたら国基連や事務処理機関に費用を取られ、資産運用では無くなりただ所得税等還付と、本来のイデコの意味を成さないと思う。</p> <p>そのため、イデコのターゲット層への投資教育として、ぜひ、運営管理機関を活用いただきたい。運営管理機関が投資対象となる金融商品の説明を行い、イデコを通じた市場参加者を増やし直接金融を増やし国民の金融リテラシーを向上させれば良いサイクルが回り始めると考える。顧客保護については金融商品取</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本改正は、今般、厚生労働省において、運営管理機関である金融機関の営業職員が、運用商品の提示や情報提供を行えるよう、代替措置を講じた上でいわゆる兼務規制を緩和するため、当庁と共管の「確定拠出年金運営管理機関に関する命令(平成13年内閣府・厚生労働省令第6号)」等の改正を行うことに伴うものです。</p>

		引法などの準用でよいかと思う。保護も大事だが、過保護にすれば成長の伸びしろは減る。国民が自ら学ぶ姿勢を持てるような環境にすることも重要だと思うため、自ら学ぶ第一歩の背中を押す手助けになれたらと思う。	
3	全般	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(2017年3月公表)」の原則6においては、「金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。」とされている。確定拠出年金制度において、顧客の適合性等を踏まえ、当該顧客にふさわしい運用商品があるにも関わらず、これを「推奨」できないことは「顧客本位の業務運営に関する原則」と矛盾するのではないか。運用商品の「推奨」が可能となるよう規制緩和を検討いただきたい。	確定拠出年金法制定時から、確定拠出年金運営管理機関はもっぱら加入者等のために忠実に業務を行う必要があることから、確定拠出年金運営管理機関による個別の運用の方法の推奨行為が明確に禁止されています。兼務規制は、こうした推奨行為の禁止だけでは、現場において、確定拠出年金運営管理機関となっている金融機関の営業担当職員が、自社の運用の方法等を推奨するおそれがあること等から、この禁止行為をより一層担保するため設けられたものであり、今般の改正後も当該趣旨が変更されるものではなく、営業職員による運用の方法の推奨は引き続き禁止されます。もっとも、今般の改正においては、確定拠出年金運営管理機関による加入者等への充実した情報提供が可能となるよう、例えば、「確定拠出年金制度について」(厚生労働省年金局長通知平成13年8月21日年発第213号)第9.2(4)①エ及び本事務ガイドライン11-3-3において、加入者等から特定の運用の方法の説明を求められた場合に運用の方法の一覧を示して行う情報提供は推奨に該当しない旨新たに示したほか、厚生労働省ウェブページで公表しているQ&Aに、加入者等のリスク許容度を踏まえた資産配分モデルを示す際の留意点等を新たに追加することとしています。

4	11-3-3	<p>「特定のものについて指図を行うこと、又は行わないことを勧めること」(確定拠出年金法第 100 条第 6 号:確定拠出年金運営管理機関の禁止行為)の例示として、「提示した運用商品のうち一部の運用商品について情報提供すること(加入者等から特定の運用商品の説明を求められた場合を除く)」が挙げられている。窓口に来店する顧客は相談に割ける時間が限られていることも多く、全ての商品を説明することは現実的ではない。また、運用商品の中で主要な商品のみ情報提供してほしいといった希望にも応えられない。杓子定規で機械的な説明ではなく、顧客に合わせた丁寧な説明を行うことが、顧客本位の業務運営という観点からも金融機関に求められているのではないかと。加えて、営業職員が情報提供を行う際、全ての運用商品を説明しなければならないとすると、営業職員の負担も重い。個別商品を「勧める」行為を行わないことを前提に、営業職員が顧客の適合性等に照らして適当と考える一部の運用商品の情報を提供することを可能としてほしい。</p> <p>例えば、以下のような行為は「特定のものについて指図を行うこと、又は行わないことを勧めること」にあたらぬこととしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> —顧客のニーズを確認したうえで、ニーズに合致する商品に限り情報を提供すること。例えば、元本保証の商品を希望している顧客に元本保証型商品に限り情報提供すること。 —運用実績、販売実績、手数料等の運用商品情報をランキング化して提示すること。 	<p>確定拠出年金法制定時から、確定拠出年金運営管理機関はもっぱら加入者等のために忠実に業務を行う必要があることから、確定拠出年金運営管理機関による個別の運用の方法の推奨行為が明確に禁止されています。兼務規制は、こうした推奨行為の禁止だけでは、現場において、確定拠出年金運営管理機関となっている金融機関の営業担当職員が、自社の運用の方法等を推奨するおそれがあること等から、この禁止行為をより一層担保するため設けられたものであり、今般の改正後も当該趣旨が変更されるものではなく、営業職員による運用の方法の推奨は引き続き禁止されます。</p> <p>ご質問のケースですが、一部の運用の方法について情報を提供することは、営業職員等の恣意的な判断による推奨が行われるおそれがあり、「特定のものについて指図を行うこと、又は行わないことを勧めること」に該当することから、認められません。ただし、例外として、「加入者等から求められた場合において、運用の方法の一覧を示して行うとき」は、営業職員等の恣意的な判断が入るおそれが低いこと及び説明した運用の方法以外にも加入者等が選択することができる運用の方法があることが加入者等に対して明らかになることから、一部の運用の方法に係る情報の提供が認められます。</p> <p>上記については、今般の改正の「確定拠出年金制度について」(厚生労働省年金局長通知平成 13 年 8 月 21 日 年発第 213 号)第 9. 2(4)及び本事務ガイドライン 11-3-3 に新たに示したものですので、当該規定に留意の上、情報提供を行っていただく必要があります。</p>
---	--------	--	---

			<p>また、運用商品情報をランキング形式で情報提供することについては、運用実績及び手数料については全ての運用商品のランキングを示すことは情報提供の範囲に含まれると考えられます。</p> <p>一方で、販売実績については、その意味するところが明らかではありませんが、仮に確定拠出年金の運用商品に運用の指図をしている加入者数の実績又は NISA 等一般の金融商品の販売実績を意味している場合、いずれの場合であっても、多くの人が選択している商品が必ずしも良い商品とは言えないことから、上記実績に基づくランキングを示すことは加入者等による適切な運用の指図に資する情報提供とは言えず、適切ではないと考えられます。</p> <p>なお、運用実績や手数料のランキングを示す場合には、恣意的に1つの項目のみを示すのではなく他の項目についても併せて示すよう、また、運用実績を示す場合には、期間はできるだけ長期とすべきであり、特定の運用の方法が有利となるように恣意的に期間を選択することのないよう留意する必要があると考えられます。</p>
5	11-3-5 (2)①	<p>「運用の方法の情報の提供は確定拠出年金運営管理機関と行うこと」が説明事項とされているが、運営管理機関ではなく、受付金融機関が運用の方法の情報を提供することを認めているのか。</p> <p>認めている場合、受付金融機関の営業所について、当該受付金融機関が契約している運営管理機関の運営管理機関登録簿の変更届は必要になるのか。</p>	<p>本記載は、今般、厚生労働省において、確定拠出年金法施行規則(平成 13 年厚生労働省令第 175 条)改正により、運営管理機関としての運用の方法の情報提供と金融機関としての金融商品の販売等との誤認防止の観点からの説明について規定することに伴うものであり、運用の方法の情報の提供は、運営管理機関として登録が必要な業務であるため、運営管理機関ではない受付金融機関が行うことは認められていません。</p>

6	11-3-13 (2)	確定拠出年金運営管理機関に整備が求められる「法令及び社内規則等の遵守状況を検証する態勢」について、具体的な検証の方法やその頻度等に関して、適切と考えられる目線があれば示してほしい。	検証の方法や頻度については、確定拠出年金運営管理機関において自らの規模や特性等を踏まえ、その業務の検証として必要な検証の方法や頻度を各確定拠出年金運営管理機関が判断する必要がある、一律に基準をお示しできる性質のものではありませんが、少なくとも法令を踏まえ、それに反する行為が行われていないかを事後的に確認できるような証跡を残し当該証跡を確認することや過去に選定した運用の方法が現時点でも適切であるか等を確認すること等が考えられます。また、どんなに規模の小さい確定拠出年金運営管理機関であっても少なくとも1年に1度は検証を行う必要があると考えられ、確定拠出年金運営管理機関の業務内容や職員の知識の程度、営業職員による情報提供を行う場合等は頻度を増やす等、リスクに応じた頻度を確定拠出年金運営管理機関自身が判断する必要があります。
---	----------------	--	---